

**手続名**  
身体障害者手帳の交付に係る申請手続

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課庶務係（049-251-2711 内線372）

**手続説明**

- ・概要  
身体障がい者のさまざまな制度を利用するために必要な手帳の交付を受けるための申請手続きです。
- ・要件  
身体障害者福祉法に定める視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、肝臓機能障害、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸・小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等に永続する障害のある方。
- ・提出期限  
診断日（診断書作成日）から3か月以内

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・身体障害者福祉法第15条指定医による診断書

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kenko\\_fukushi\\_iryu/05syougaisya/tecyou/2010-0520-1656-145.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05syougaisya/tecyou/2010-0520-1656-145.html)

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし